

三次市教育委員会議案第23号

三次市学校給食共同調理場長の任命解除について

三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例（平成16年三次市条例第122号）第2条及び三次市学校給食共同調理場設置及び管理条例施行規則（平成17年教育委員会規則第10条）第2条の一部改正により、別紙のとおり三次市学校給食共同調理場長の任命を解除することについて、議決を求める。

令和5年7月20日提出

三次市教育委員会教育長 迫田 隆範